

秋田県大仙市大曲船場町1丁目1番4号  
社会福祉法人 あげぼの会

介護職員初任者研修（通信課程）事業要綱

第1条（開講目的）

昨今の高齢化社会において、介護福祉分野での人材不足は深刻な問題であるため、介護福祉の分野を目指す人材を増やし、養成することで、地域社会へ貢献することを目的とし、介護職員初任者研修を開催する。

第2条（研修事業の名称・位置）

研修事業の名称及び位置は次の通りとする。

なごみアカデミー介護職員初任者研修（通信課程）（以下「本研修」という。）

秋田県大仙市あげぼの町 13-34

なごみのさとセミナールーム

なお、研修の内容により以下の当法人施設に於いても実施する。

- ・秋田県大仙市船場町1丁目1番4号  
介護老人保健施設なごみのさと
- ・秋田県大仙市大曲船場町1丁目1-43  
特別養護老人ホームなごみの家

第3条（事業者の名称・所在地）

本研修は、次の事業者が実施する。

社会福祉法人あげぼの会

秋田県大仙市船場町1丁目1番4号

電話：0187-86-0511 FAX：0187-86-0505

第4条（研修期間）

令和4年1月8日～令和4年3月20日

第5条（受講対象者）

15歳以上で介護福祉分野に関心がある方。

第6条（研修定員）

本研修の定員は15名とする。（但し定員が少数の場合開講しないことがある）

第7条（受講手続き）

①受講希望者は指定の申込み用紙に必要事項を記載し持参もしくは郵送する。

※ただし定員に達した時点で申し込みは締め切る。

②受講料は開講日の7日前まで持参にて納入する。そこで申込み受理となる。

本人確認は、受講申込受付時または初回講義時に、本人の公的証明書（運転免許証・パスポート・健康保険証・年金手帳・住民票・戸籍謄本等）の提示により確認を行う。

## 第8条（受講料）

受講料は次の通りとする。

①受講料 49,000 円（税込）一括払いとする。（テキスト代込み）

※テキストは開講日に配布する

②通学の費用は自己負担とする。

③予防接種は自己負担とする。

④補講は1時間につき3,000円（税別）とする。

⑤通信の添削の再試験は2回目から1,000円（税別）とする。

⑥修了試験は2回目から1回1,000円（税別）とする。

⑦返金の有無について

納入後の受講料（テキスト代を除く）は下記の表に従って返金を行う。

開講日より	8日以前	100%
さかのぼって	前々日～7日前	30%
	前日	10%

※開講日後の返金はいたしません。

※受講希望者が少数の為、開講日前に当方が講座を中止した場合は全額返金する。

## 第9条（研修欠席者に対する補講の実施方法）

本研修の一部を欠席したのものには、補講を行うこととし、その際は、前条④の補講料を徴収する。ただし、やむを得ないと認められる事情（天災・不慮の事故等）による欠席の場合、補講料は徴収しない。

①講義開始から10分以上遅刻した場合欠席の扱いとする。

②10分以上の早退をした者は欠席とみなす。

③やむをえず欠席する場合には、欠席届けを提出する。

## 第10条（使用テキスト）

中央法規出版株式会社 介護職員初任者研修テキスト1, 2（全2巻）

## 第11条（募集案内の方法）

①ハローワーク、ホームページ、募集チラシなどでおこなう。

## 第12条（通信形式の実施方法）

通信形式については、次のとおり実施する。

通信学習の地域は秋田県内とする。

(1) 添削の方法

- ・通信学習で提出された課題を担当講師が添削する。
- ・課題に対して適切な表記がなされているか、読める字で書かれているか解答と照らし合わせながら添削を行う。
- ・通信課題の配布日及び提出日は、通信課題日程表に準ずる。
- ・採点、講評、学習上の注意等を記入する。

(2) 評価方法

- ・添削課題を全て提出した者について、科目ごとに添削課題を評価する。
- ・70点以上の者を合格とする。

(3) 再試験

- ・70点に満たない場合は、再度課題を提出し再評価を行う。
- ・再提出の回収は合格するまでとする。1回まで無料とし、2回目以降は第8条⑤に定める追加徴収とする。
- ・指導方法は、添削用紙による書面指導とする。
- ・再提出の期限は、課題提出後1週間以内とする。

(4) 個別学習への対応方法

- ・自宅での個別学習による質疑応答には、質問票をFAX、又は郵送により受け付け、担当講師がFAX又は郵送により回答することにより、適切に対応する。
- ・受講者が取り組みやすいように、学習方法の流れや提出方法等の説明資料を受講者に配布する。

第13条（受講の取り消し）

次に該当する者は受講を取り消す事が出来る。

- ①学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと思われる者。
- ②研修の秩序を乱す者。（携帯電話、私語、暴言など）
- ③講師または事務局の指示に従わない者。
- ④受講開始から8ヶ月以内で修了出来なかった者。

（研修の延期、不慮の事態における取扱）

※天災その他やむを得ない理由により研修の実施が困難と研修事業者が判断した場合は研修中止または研修延期の処置をとることとする。

第14条（科目の免除）

科目の免除は無しとする。

第15条（修了評価及び修了証の発行）

- ①全科目について習熟の基準を満たしており、かつ、筆記試験にて行う修了評

価の得点が70点以上の合格者に修了証を発行する。

②筆記試験の合格基準に達しない者に対しては、必要に応じて補講等を行ったりえ、再試験を実施する。1回までは無料、2回目以降は第8条⑥に定める額を徴収する。

#### 第16条（修了証の交付）

第15条により修了を認定された者は秋田県介護職員初任者研修実施要綱第15条に基づき、社会福祉法人あけぼの会において修了証および修了証明書（携帯）を交付する。

修了証の紛失があった場合、修了者の申し出により本人確認をし、再発行する。  
再発行手数料 3,000円（税別）

#### 第17条（個人情報管理）

修了者を修了台帳に記載し、秋田県が指定した様式に基づき秋田県知事に報告する。

受講者から知り得た個人情報については個人情報保護法に基づいて厳格な管理のもとで保管する。

#### 第18条（その他研修実施に関して必要事項）

①研修に関して、下記の窓口を設け、苦情及び事故が起きた場合には、迅速に対応する。

社会福祉法人あけぼの会

電話番号 0187-86-0511

担当 企画推進室 三浦 ひろみ

②受講者などが実習等で知り得た個人情報の守秘義務の徹底を行う。

#### 第19条（保険加入）

介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険は、社会福祉法人あけぼの会で負担する。

#### 第20条（研修責任者氏名及び連絡先）

秋田県大仙市大曲船場町1丁目1番4号

社会福祉法人 あけぼの会

研修責任者 企画推進室 三浦 ひろみ

電話番号 0187-86-0511 ホームページ <http://www.nagomi-a.jp>

この要綱は、令和4年1月8日より施行する。

新型コロナウイルス感染症影響下における介護職員初任者研修（通信課程）

- 1、介護職員初任者研修（通信課程）開催にあたり、現在（令和 3 年 10 月）のようなコロナの状況であれば、これまでの要綱に準じて開催することとする。
- 2、開催時、新型コロナウイルス感染症予防対策として以下のことを実施する。  
開催時の注意事項
  - ① 問診票にて、体温、コロナ発症地域への外出有無、嗅覚・味覚異常・身体状況等を確認する。当てはまる項目がある場合は、研修の参加を控えて頂く。
  - ② 家族や勤務先等でコロナ感染者、体調不良者等いないか確認する。
  - ③ 研修会場に入る際は、検温、手洗い、うがい、手指消毒、マスク着用を行う。
  - ④ 講義はソーシャルディスタンスを意識して行う。
  - ⑤ 介護技術は、DVDやモデル人形を活用したり、援助技術実施の際は、必ずマスク着用し、余計なおしゃべりはしない。
  - ⑥ 1 時間に 1 回換気を行う。
  - ⑦ 食事の前には手洗い、うがいを行う。
  - ⑧ 食事をしながらのおしゃべりはしないようにする。
- 3、新型コロナウイルス感染症の影響があった場合の対応
  - ① 修了評価を含む全て通信学習の活用による実施とする。
  - ② テキストに添付されているDVDを必ず観るよう指導する。
  - ③ 通信学習による研修を受講した者を雇用する事業所に対しては、従事開始に伴い、有資格者との同行訪問などを通じたOJT等を行わせるようお願いする。
  - ④ 通常の研修が再開された場合は、実務経験等を踏まえ補講等行うことができることとする。
- 4、できるだけ通常の研修ができるよう配慮するが、地域の状況等踏まえて研修会場への通学が困難な場合は、上記 3 の対応とすることもある。その際は変更届を提出する。